

令和 8、9 年度 大分県後期高齢者医療広域連合 入札参加等資格の申請について

令和 8、9 年度における大分県後期高齢者医療広域連合が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く。）、その他の契約に係る競争入札への参加を希望する方は、下記要領により「入札参加等資格審査申請書」及び添付書類を提出してください。

記

1 資格要件（大分県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加業者等の選定に関する規程第 2 条）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 広域連合長が施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3 年を経過しない者でないこと。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

2 受付期間等

- (1) 期間 令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 10 日（火）までの間
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (3) 場所 〒870-0037
大分県大分市東春日町 17 番 20 号
大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階
大分県後期高齢者医療広域連合 総務課
- (4) 方法 持参又は郵送（郵送の場合は、2 月 10 日必着のこと。）

3 有効期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	備考
1	入札参加等資格審査申請書	○	○	様式第1号
2	代表者身分証明書	○	/	登記事項証明書(写し可)
		/	○	登記されていないことの証明書(法務局)及び身分証明書(本籍地の市町村)(写し可)
3	印鑑証明書	○	/	法務局が証明するもの(写し可)
		/	○	住所地の市町村長が証明するもの(写し可)
4	市区町村税完納証明書 消費税納税証明書	○	○	市区町村税:市区町村税務課で発行(写し可) 消費税:税務署で発行(納税証明書「その3」)(写し可) ※事業所が大分県内にはない場合は、本店又は支店のどちらかの証明書を提出すること。
5	営業概要書	○	○	様式第2号
6	資格証明・許認可書の写し	△	△	法律上、営業等に必要な資格書類があれば必ず提出のこと。
7	誓約書	○	○	施行令第167条の4第1項の3に該当しないことの誓約書
8	返信用封筒(長3封筒)	○	○	返信先を記入し、110円切手を貼付 (審査結果の通知用)
9	カタログ・パンフレット等	△	△	営業内容の分かるもの

(注) ○印は必ず提出し、△印は必要な場合のみ提出のこと。
代表者身分証明書・印鑑証明書等、官公庁発行の証明書は、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。

◎資格の停止又は取消しとなる要件(大分県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加業者等の選定に関する規程第10条)

- (1) 第2条の規定による資格要件を有しなくなったとき。
- (2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止され、又は取り消されたとき。
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。

5 問合わせ先

大分県後期高齢者医療広域連合 総務課 電話 097-529-7227
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

参考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第 167 条の 5 第 1 項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第 167 条の 5 第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

別表

営業種目分類表

種目コード	種目	取扱品目例示
01	印刷	印刷製本、カラーコピー(その他類するものを含む。以下同じ。)
02	D P E	D P E、フィルム、写真材料、現像、焼付、映写機器、光学機器、撮影機材
03	看板・標識・記章	看板、横断幕、屋外塔、プレート、紋章、銘板、モニュメント、案内板 バッジ、トロフィー、カップ、楯、シール、ステッカー、各種パネル
04	文具・事務用品	複写機・コピー機、トナー・インクリボン、机・いす、棚・キャビネット類 筆記具・文具用品類、印刷機械類、用紙類、黒板・案内板類、シュレッダー ロッカー類、製図用機具類、電算事後処理機類、選挙関連用品類 教育用実習台、書架・本棚、印章
05	車両	車両販売、車両整備、車両用品・部品
06	O A	パソコン、プリンター、ソフトウェア、ソフト開発 システム・システム開発、O A機器関連消耗品類、光学関係読取装置類 ファイリングシステム、F A X、O A機器保守関係、データ入力 O A周辺機器、受託計算業務
07	電気機器	家庭用電気製品、業務用電気製品、エアコン等空調機器、通信機器 計装用電気機器類、照明器具・ランプ類、L Lシステム、昇降機 舞台音響・照明器具、映像機器類
08	図書・書籍	図書・書籍、例規集等編纂、書籍等追録
09	食料品・茶	食料品、茶
10	燃料	ガソリン、重油、軽油、灯油、L P G、コークス、潤滑油、グリス 石油製品、助燃料
11	レンタル・リース	ファイナンス・リース、カーリース、レンタル(O A機器類、電化製品類、 プレハブ・トイレ類、車両類、建設用機械・器具類、イベント関係機材類、 観葉植物・植木類、介護用品類、事務機器等備品類)
12	その他	厨房調理機器、消防・防災・保安機器、理化学・計測量機器、産業用機械 機械工具、運動器具、木工品製造、家具・インテリア、寝具、被服・縫製 はきもの・ゴム皮革製品、帆布・タオル、百貨・商社、時計・貴金属 荒物・雑貨、医薬品・医療器具、園芸・生花、一般資材、サービス業 旅行・運送業、不用品買受、広告業、その他